

令和8年8月現在

町会・自治会長のみなさまへ



富田林市

も く じ

I	富田林市の概要	(ページ)
I-1	市章の由来	1
I-2	市民憲章	1
I-3	市の木と市の花	1
I-4	市のあゆみ	2
II	町会・自治会長（代表者）について	3～4
II-1	町会・自治会等代表者報告届	
III	協力依頼事項及び支援制度などについて	
III-1	町会・自治会長（代表者）への協力依頼事項	5
	(1) 町内の安全、防犯、防災に関すること	
	①防犯委員の推せんについて（担当課：危機管理室）	
	②防犯灯の設置等について（担当課：危機管理室）	
	③防犯カメラの設置について（担当課：危機管理室）	
	④防災活動への協力（担当課：危機管理室）	
	(2) 町内の生活向上などに関すること	
	①ゴミゼロ運動推進期間 5月1日～6月30日（担当課：環境衛生課）	
	②市の公園・児童遊園について（担当課：道路公園課）	
	③町内の地域清掃によるごみの収集について（担当課：環境衛生課）	6
	④ごみ置き場の設置・変更の届出について（担当課：環境衛生課）	
	⑤紙おむつ用シール申請の証明について（担当課：環境衛生課）	
	⑥ふれあい戸別収集申請の証明について（担当課：環境衛生課）	
	⑦地域猫活動について（担当課：環境衛生課）	
	⑧排水路の清掃による泥土処分について（担当課：農業創造課）	7
	⑨水路の工事について（担当課：農業創造課）	

- ⑩下水道の工事について（担当課：下水道課）
- ⑪道路の工事要望について（担当課：道路公園課）
- ⑫カーブミラーの設置要望について（担当課：道路公園課）
- ⑬市道の工事について（担当課：道路公園課）
- ⑭公共用地境界明示立会について（担当課：道路公園課）
- ⑮水道の工事について
- ⑯民生委員・児童委員の推せんについて（担当課：増進型地域福祉課） 8
- ⑰住居表示について（担当課：都市計画課）
- ⑱富田林市開発指導要綱協議が必要な建築行為等について（担当課：都市計画課）
- ⑲市への要望書の提出について（担当課：広報広聴課）

（３）町内への広報に関すること

- ①各種発行物の回覧について（担当課：それぞれの発行課）

（４）その他自治振興などに関すること

- ①市表彰者の推せんについて（担当課：人権・市民協働課）
- ②投票立会人の推せんについて（担当課：選挙管理委員会事務局）
- ③日赤活動資金募集について（担当課：増進型地域福祉課）
- ④社会福祉協議会賛助会員の募集について（担当課：富田林市社会福祉協議会）
- ⑤共同募金運動について（担当課：富田林市社会福祉協議会）
- ⑥歳末たすけあい運動について（担当課：富田林市社会福祉協議会） 9
- ⑦地域教育協議会について（担当課：教育指導室・生涯学習課）

Ⅲ－２ 町会・自治会等への支援・助成制度 10

- ①地区集会所整備補助制度（担当課：人権・市民協働課）
- ②市民公益活動支援センターの利用（担当課：人権・市民協働課） 11
- ③住民活動災害保障保険制度（担当課：人権・市民協働課）
- ④掲示板の給付制度（担当課：人権・市民協働課）
- ⑤町会・自治会の法人格の認可について（担当課：人権・市民協働課）
- ⑥防犯カメラ設置費補助金制度（担当課：危機管理室） 12
- ⑦防犯カメラ修繕費補助金制度（担当課：危機管理室） 13
- ⑧防犯カメラ保守点検助成金制度（担当課：危機管理室）

⑨防犯灯補助金制度（担当課：危機管理室）	・ ・ ・ ・ ・	14
⑩青色防犯パトロール活動助成金制度（担当課：危機管理室）		
⑪年末夜警に伴う巡回訪問（担当課：危機管理室）	・ ・ ・ ・ ・	15
⑫地域集会所固定資産税・都市計画税減免制度（担当課：課税課）		
⑬地域防災訓練補助制度（担当課：危機管理室）		
⑭地域防災マップ作成支援制度（担当課：危機管理室）		
⑮自主防災組織育成・特定育成・運営費補助制度（担当課：危機管理室）		16
⑯公園等愛護会制度（担当課：道路公園課）		
⑰有価物集団回収奨励金制度（担当課：環境衛生課）		
⑱無料回収ごみ袋の配布（担当課：環境衛生課、道路公園課）	・ ・ ・ ・ ・	17
⑲不法投棄等禁止・警告看板の貸与について（担当課：環境衛生課）		
⑳ごみ置場看板の貸与について（担当課：環境衛生課）		
㉑カラスよけネット、生ごみガードの助成について（担当課：環境衛生課）		
㉒「犬のフン放置禁止」「まちをきれいに」看板の貸与について		
	（担当課：環境衛生課）	18
㉓とんだばやし発見出前講座について（担当課：生涯学習課）		
㉔コミュニティ助成事業による備品貸出について		
㉕移動式ベビー休憩室用テントおよびおむつ交換台の貸し出しについて		19
	（担当課：こども政策課）	
Ⅲ－3 富田林市行政機構図	・ ・ ・ ・ ・	20
Ⅲ－4 災害時の避難場所	・ ・ ・ ・ ・	21
Ⅲ－5 その他	・ ・ ・ ・ ・	22

I-1 市章の由来（昭和17年10月1日告示）



富田市の頭文字「富」を「ト」とし、「ト」を三つ重ねてトミと読み、おのおの先端が矢のようにされていることは、広く発展することを意味しています。

I-2 市民憲章（昭和45年11月3日制定）

わたしたちの富田市は、美しい石川のほとりに、古い歴史と伝統を育ててきました。この伝統の上に、ひとりひとりの知識と創造をつみあげ、自然にめぐまれた近代的な都市に発展するため、みんなで市民憲章を守りましょう。

- 一、自然を守り、緑と太陽にめぐまれた住みよいまちをつくりましょう
- 一、よい歴史と伝統をはぐくみ、文化財を守りましょう
- 一、健康と知識を養い、働く喜びを知りましょう
- 一、みんな一つの輪になって、自由で平等な都市を育てましょう
- 一、若い力をのばし、希望と平和の未来を築きましょう

I-3 市の木と市の花（昭和50年6月1日制定）

市の木「くすのき」

くすのきは、常緑樹で成長が盛んなうえに寿命も長く、樹木の中でも最大の木で、古い歴史と伝統で育ってきた本市のなかで広く市民に親しまれています。

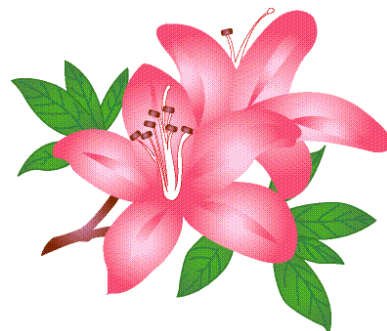
その雄姿は、緑と太陽につつまれた教育文化都市をめざす本市を象徴するにふさわしい木です。



市の花「つつじ」

つつじは、昔から日本に最も多く産し、花が大衆的で、種類も多く色彩感にあふれ、ひとびとに鑑賞されています。

その寄り添って咲く花の姿は、市民ひとりひとりの協力と連帯感を象徴するにふさわしい花です。



I - 4 市のあゆみ

《発展の経緯》

本市は数多くの歴史的遺跡が物語るように石川流域に集落が発達し、古くから栄えてきた地域です。

市名の起源にもなり、市の中心的性格を持つ地に位置する富田林寺内町は、江戸時代には周辺地域の商品・産品流通の中核地として発展し、明治時代には郡役場や税務署、旧制中学校、高等女学校等の施設が整備され、南河内地域の中心地として発展してきました。

昭和25年の市制施行の後、高度成長期には、大阪市近郊の住宅地として西部地域の丘陵上で大規模な住宅開発が進み人口が急増し、これにあわせて都市基盤整備も進展しました。

近年は、施設や基盤の整備も一段落し、良好な自然環境を有する郊外都市として成熟し、令和2年4月1日には、市制施行70周年を迎えました。

《人口、面積等の移りかわり》

- ・昭和17年4月1日 町村合併

富田林町と喜志・新堂・川西・錦郡・彼方・大伴の各村が合併

(人口 23,655人 世帯数 不祥 面積 30.57Km²)

- ・昭和25年4月1日 市制施行

(人口 30,399人 世帯数 6,341世帯 面積 30.57Km²)

- ・昭和32年1月15日 東条村と合併

(人口 34,826人 世帯数 6,656世帯 面積 39.69Km²)

- ・昭和42年7月1日 狭山町との境界変更

(人口 52,253人 世帯数 12,247世帯 面積 39.67Km²)

- ・平成元年11月10日 国土地理院の測定による

(人口 108,182人 世帯数 35,203世帯 面積 39.66Km²)

- ・平成10年4月1日

(人口 125,022人 世帯数 44,049世帯 面積 39.66Km²)

- ・平成20年5月1日

(人口 122,546人 世帯数 49,711世帯 面積 39.66Km²)

- ・平成30年3月31日

(人口 112,594人 世帯数 50,763世帯 面積 39.72Km²)

※本市の人口は大阪府のベッドタウンとして、国の経済成長に歩調をあわせて増加をつづけてきましたが、平成14年10月末の126,725人をピークに人口減少に転じ、令和8年3月31日現在の人口は104,256人で、ピーク時から22,469人の人口減となっています。

Ⅱ－Ⅰ 町会・自治会等代表者報告届

町会・自治会長（代表者）の交代状況を変更の有無に関わらず決定後すみやかに「報告届」の提出を、お願いします。

（見本）

提出先：人権・市民協働課

令和●年度 町会・自治会等代表者報告届

富田林市長 様

フリガナ
町会・自治会等名称：

町会・自治会等について、下記のとおり報告します。

1. 代表者の交代状況 ※該当する□にチェックを入れてください。			
☐ 変更あり		前代表者（町会・自治会長）名： _____ 変更日： 令和 ●年 ____ 月 ____ 日	☐ 変更なし
2. 代表者の交代状況 ※変更がない場合もご記入ください。 ※危機管理室より災害情報の伝達をSMSで行うため、携帯番号の記入をお願いします。			
フリガナ			
氏 名		電話番号(自宅)	
		電話番号(携帯)	
住 所	〒 584 - ____ 富田林市		
3. 町会・自治会情報について			
世帯数	世帯	町会内 掲示板数	枚
回覧数	枚 （回覧必要枚数を記入してください。） ※マンション等で、回覧形式をとっていない場合は「0」と記入してください。 「0」の場合、掲示板数を送付させていただきます。		

防犯委員や防犯灯管理団体等の代表者を兼ねている場合、この届出によっては変更されません。
担当課にて変更手続きを行ってください。

（裏面あり）

町会・自治会等代表者の個人情報の利用・外部提供について

町会・自治会等の代表者のみなさまには、地域住民の福祉向上や安全で快適な生活ができるよう地域の窓口となっていただき、市との連絡調整をお願いしております。

— 提供いただいた個人情報については、以下の目的で使用します —

【個人情報の取り扱い】

令和●年度町会・自治会等代表者報告届（以下、「本報告届」）によって集められた個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令に基づき、富田林市人権・市民協働課が取り扱います。

【使用目的】

- ① 市役所各部署、大阪広域水道企業団、社会福祉協議会その他の公共的団体からの通知の発送やこれらの団体からの相当な理由に基づく求めに応じて個人情報を提供すること。
- ② 公共工事（道路工事、下水道工事、ガス・水道工事等）の事前説明を行うために連絡を取る（工事を実施する事業者への個人情報の提供を含む。）。
- ③ 民間開発行為（戸建て分譲住宅、集合住宅等の建設等）に伴う事前協議に関する連絡を取るため、開発事業者に個人情報を提供すること。
- ④ 町会・自治会等の加入や集会施設の利用、町会活動や運営等に関する連絡・調査を行うこと。
- ⑤ 町会・自治会等の相互連絡等のために他の町会・自治会等に個人情報を提供すること。
- ⑥ 上記のほか、生命・財産を保全する上で緊急かつ止むを得ないときに使用し、又は第三者に提供すること。

【個人情報を外部提供する期間】

本報告届の受理後から、次期代表者の決定・変更の手続き終了までの間とします。

なお、事業者等に対して個人情報を提供する際は、利用目的・事業者名・担当者名を徴収し、名刺等で本人確認を行います。

また、上記項目以外、特に営利の物販、勧誘等の目的のために事業者等へ情報提供することは致しません。

※上記の内容をご確認いただいたうえで、以下の□にチェックをお願いします。

☐ 上記の内容を確認し、承諾します。

（自署名）

令和●年度 代表者：

上記の内容についてご都合により同意されない項目がある場合、その都度、情報提供の可否についてお電話等でご確認させていただきます。

ご不明の点やご都合により同意されない項目がありましたら、人権・市民協働課 市民協働係（0721-25-1000 内線 469・473）までご相談ください。

Ⅲ－Ⅰ 町会・自治会長（代表者）への協力依頼事項

町会・自治会長（代表者）のみなさまには市政全般にわたりご協力をいただいております、地域住民の福祉向上や安全で快適な生活ができるよう、地域の窓口となっていただき市との連絡調整をお願いしています。

（１）町内の安全、防犯、防災に関すること

①防犯委員の推せんについて（担当課：危機管理室）

→「富田林市防犯委員会」の委員（地区長）の推せんをお願いします。

〈時期：２年毎に依頼〉

②防犯灯の設置等について（担当課：危機管理室）

→防犯灯の管理をお願いします。

③防犯カメラの設置について（担当課：危機管理室）

→管理責任者、取り扱い責任者の報告をお願いします。

④防災活動への協力（担当課：危機管理室）

→市及び防災関係機関が行う災害予防・災害対策への協力をお願いします。

避難所開設時や避難情報発令時等に、災害状況に応じ該当するエリアの町総代・自治会長にスマートフォン（携帯電話）へのショートメッセージ（SMS）で情報伝達をさせていただきます。ついては、「町会・自治会等代表者報告届」（３ページ参照）を提出いただく際には携帯電話番号のご記入をよろしくをお願いします。

※SMSの発信元は「ARCADIA」アルカディア（本市が使用するシステムの導入事業者名です）。文書の冒頭に、必ず「こちらは富田林市です」と表記します。

※携帯電話を使用していない場合や、SMSを利用できない場合は、個別電話連絡の他、メール、ファクス等でも対応させていただきます。

（２）町内の生活向上などに関すること

①ゴミゼロ運動推進期間５月１日～６月３０日（担当課：環境衛生課）

→町会・自治会・水利組合・老人クラブ・PTAなどで、地域清掃活動の推進をお願いします。

②市の公園・児童遊園について（担当課：道路公園課）

→公園等愛護会の設立届けの同意をお願いします。

③町内の地域清掃によるごみの収集について（担当課：環境衛生課）

→町内で地域清掃を行うときのごみ収集要望の代表者となり、事前に担当課と日時等について相談していただきます。

④ごみ置き場の設置・変更の届出について（担当課：環境衛生課）

→ごみ置き場を新たに設置した場合や、場所の変更をした場合には届け出が必要になります。設置・変更後の置き場所などの話し合いが整いましたら、届出書に署名をお願いします。

※設置・変更要件としまして、

- ごみ置き場利用が５世帯以上でごみ収集車が進入でき、方向転換ができるところ
 - 通行の妨げにならないところ
 - ごみ置き場隣接地所有者の同意
 - ごみ置き場利用者の同意
- などが必要になります。

⑤紙おむつ用シール申請の証明について（担当課：環境衛生課）

→ごみの資源化・減量化を目的とするシール制度の実施に伴い、高齢者や身体障がい者等で、常時紙おむつを使わなければならない方を対象に、特別にシール（年間最大１０４枚）をお渡しする制度があります。対象者が申請する場合に、紙おむつの使用が不可欠であるとの証明を町会・自治会長（代表者）にお願いする場合がありますので、状況を把握されていまして、申請書に署名をお願いします。

※証明は、医師、民生委員、町会・自治会長（代表者）、ケアマネージャー、ホームヘルパーのいずれでもよいことになっています。

⑥ふれあい戸別収集申請の証明について（担当課：環境衛生課）

→高齢や障がい及び病気などの人で、ごみ置場までごみの持ち出しが困難な場合、自宅までごみの収集を行う事業です。燃えるごみにつきましては、週１回決まった収集日の午後から収集に伺います。粗大ごみ・資源ごみにつきましては、予約で毎月２９日以降の平日に収集いたします。対象者が申請する場合に、ごみ出しの困難な人であることの証明を町会・自治会長（代表者）にお願いする場合がありますので、申請書に署名をお願いします。

※証明は、医師、民生委員、町会・自治会長（代表者）、ケアマネージャー、ホームヘルパーのいずれでもよいことになっています。

⑦地域猫活動について（担当課：環境衛生課）

→地域猫活動とは、地域に住む所有者のいない猫に不妊去勢手術を行い、個体数の増加を抑制しつつ寿命を全うさせるとともに、地域で適正に飼育管理することにより糞尿等の生活環境被害の軽減を図る活動です。本市では、地域猫活動団体としてご登録いただいた団体に様々な支援を行っています。

地域猫活動には、近隣の方々のご理解が重要となることから、団体から活動の説明を受

けたことを確認するために町会長等に同意書のご記入をお願いしております。詳しくは、環境衛生課までお問い合わせください。

⑧排水路の清掃による泥土処分について（担当課：農業創造課）

→町会で排水路の清掃を行うときの泥土処分要望の代表者となり、事前に担当課と日時について相談していただきます。

⑨水路の工事について（担当課：農業創造課）

→水路は、その機能や用途などにより各家庭からの雑排水を流す「下排水路」と農業用の「用排水路」に大別されます。

- ・「下排水路」の改良要望があるときは、町会・自治会長が代表者となっていていただき工事の際の地元調整をお願いします。
- ・「用排水路」の改良要望があるときは、水利組合や農業実行組合などの農業関係団体が代表者となっていていただき工事の際の地元調整をお願いします。

⑩下水道の工事について（担当課：下水道課）

→工事説明の窓口になっていただくとともに、里道・水路敷における工事及び通行止め工事がある場合の協力を依頼します。

⑪道路の工事要望について（担当課：道路公園課）

→市道の舗装や改良工事、及び生活道路の舗装要望などがある場合、代表者となっていただきます。

⑫カーブミラーの設置要望について（担当課：道路公園課）

→地域での交通安全対策向上のため、カーブミラー設置の要望がある場合、代表者となっていただきます。



⑬市道の工事について（担当課：道路公園課）

→工事着手前の立ち会いや地元調整などの協力をお願いします。また、工事により通行止めを伴う場合の協力をお願いします。

⑭公共用地境界明示立会について（担当課：道路公園課）

→法定外公共物（里道）と隣接土地の境界を決める明示においては、現地立ち会いをお願いします。

⑮水道の工事について ※富田林市水道事業は令和7年4月に大阪広域水道企業団 富田林水道センターに統合されました

→水道管理設工事がある際に、工事お知らせの回覧や通行止め工事がある場合の協力を依頼します。

⑯民生委員・児童委員の推せんについて（担当課：増進型地域福祉課）

→民生委員・児童委員の委嘱にあたり、候補者の推せんをお願いします。

⑰住居表示について（担当課：都市計画課）

→住居表示を実施するときは、地元調整などの協力をお願いします。また、「富田林市住居表示審議会」の関係委員として出席をお願いする場合があります。

⑱富田林市開発指導要綱協議が必要な建築行為等について（都市計画課）

→開発者・事業者等が工事などの説明に伺う場合がありますのでご協力をお願いします。

⑲市への要望書の提出について（担当課：広報広聴課）

→町会から要望書を出される場合、広報広聴課までご相談ください。

（３）町内への広報に関すること

①各種発行物の回覧について（担当課：それぞれの発行課）

→各種印刷・発行物を地域で回覧をしていただく場合に協力をお願いします。

（４）その他自治振興などに関すること

①市表彰者の推せんについて（担当課：人権・市民協働課）

→毎年文化の日に行われる市表彰のうち、地域内で善行美德のあった人（善行賞対象者）を推せんしていただきます。〈時期：毎年６月頃〉

②投票立会人の推せんについて（担当課：選挙管理委員会事務局）

→選挙時における各投票所の立会人を推せんしていただきます。

③日赤活動資金募集について（担当課：増進型地域福祉課）

→日本赤十字社大阪府支部での活動資金募集への協力をお願いします。

〈時期：４月下旬に依頼し、５～６月を赤十字運動月間として募集〉

④社会福祉協議会賛助会員の募集について

（担当課：富田林市社会福祉協議会・TEL 25-8200 ※総合福祉会館内）

→賛助会員の募集についてお願いします。

〈時期：６月下旬に依頼し、７～８月を強化月間として募集〉

⑤共同募金運動について

（担当課：富田林市社会福祉協議会・TEL 20-6070 ※コミュニティセンター内）

→富田林地区募金会での募金協力と募金委員の呼びかけをお願いします。

＜時期：依頼説明会を９月中旬に開催し、１０～１１月に募金活動＞

⑥歳末たすけあい運動について

（担当課：富田林市社会福祉協議会・TEL 20-6070 ※コミュニティセンター内）

→「みんなでささえあうあったかい地域づくり」をスローガンに行う募金活動への協力をお願いします。

＜時期：１１月下旬に依頼し、１２月に募集＞

⑦地域教育協議会について（担当課：教育指導室・生涯学習課）

→各中学校区で組織されている「地域教育協議会」の活動に協力をお願いします。各協議会から必要に応じて依頼します。

Ⅳ－２ 町会・自治会等への支援・助成制度

町会・自治会の、さまざまな地域活動に少しでもお役に立てていただけるよう以下のような制度が定められていますので参考にしてください。

※補助制度や各種給付物品等については、予算額や在庫数の関係がありますので、事前に担当課へご相談されるようお願いします。

① 地区集会所整備補助制度（担当課：人権・市民協働課）

（目的）

自治活動の拠点となる集会所を整備することにより、活発なコミュニティ活動の環境づくりを促進します。

（内容）

区 分	補助率	補助限度額
新 築	１／２	１，３００万円
用地購入	１／２	５００万円
増・改築、改修	１／２	２００万円
公共下水道接続、空調設備設置	２／３	５０万円
室内音響設備設置	２／３	２０万円
地区内放送設備設置	２／３	１００万円
施設備品購入	２／３	２０万円
AED購入	２／３	３０万円

※新築及び用地購入事業については、事業主体者である地縁団体（町会・自治会等）が事前に法人格を取得しなければなりません。用地購入事業の場合は、購入後３年以内に地区集会所を建築されることが必要です。また、新築及び用地購入事業については、前年度の９月末までに市への補助金交付申請事前協議書の提出が必要です。

なお、次に掲げるものは補助の対象となりません。

- １．事業費が５万円未満の場合。
- ２．中古機器又は中古備品を購入する場合（室内音響設備設置事業に係るものを除く）
- ３．地区集会所の新築に係る補助を受けてから、５年以上経過していない集会所の改修、又は１０年以上経過していない集会所の増改築、２０年以上経過していない集会所の新築。
- ４．地区集会所の増改築及び改修に係る補助を受けてから、３年以上経過していない集会所の新築及び増改築・改修。
- ５．地区集会所の施設備品購入に係る補助を受けてから、１０年以上経過していない集会所の施設備品購入。
- ６．地区集会所のＡＥＤ購入に係る補助を受けてから７年以上経過していない集会所のＡＥＤ購入。

※地区集会所整備補助金制度をご利用される場合は、地縁団体（町会・自治会等）による事前の申請が必要です。**既に着手された事業についての申請は制度の対象となりません。**

② 市民公益活動支援センターの利用（担当課：人権・市民協働課）

（目的）

町会・自治会やNPO、ボランティア団体など、非営利で公益的な活動をしている団体や、これから活動を始めようとしている人たちを支援します。

（内容）

交流、活動場所の提供や、印刷機、紙折り機を利用できます。（一部有料）
また、団体の運営や設立に関する相談に応じたり、情報提供を行います。

③ 住民活動災害保障保険制度（担当課：人権・市民協働課）

（目的）

市が保険料を負担し保険に加入することにより、市民公益活動や地域自治活動での無償ボランティア活動を支援します。

（内容）

- ・ **傷害保険金** 通 院 → 1日に1,000円（事故の日から180日間に90日を限度）
入 院 → 1日に1,500円（事故の日から180日間に限度）
死 亡 → 200万円（事故の日から180日以内の死亡）
後遺障害 → 6～200万円
- ・ **賠償保険金** 1名につき2,000万円、1事故につき1億円（免責額1万円）
対物賠償については1事故につき500万円（免責額1万円）

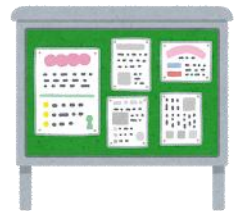
④ 掲示板の給付制度（担当課：人権・市民協働課）

（目的）

地域での広報手段のひとつである掲示板を給付することで、地域コミュニティの促進を図ります。

（内容）

町会・自治会で掲示板を希望される場合、現物（大：120×90cm、小：90×90cm）を給付しています。設置及び維持管理は各町会・自治会にお願いしています。



※町会・自治会に公平に配分するために、給付条件を設けています。詳しくは、人権・市民協働課までお問い合わせください。

⑤ 町会・自治会の法人格の認可について（担当課：人権・市民協働課）

（目的）

かつては、「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利を保有」し、団体名義で登記等をできるようにすることが認可の目的でしたが、現在は、不動産を保有しなくとも、「地域的な共同活動を円滑に行うこと」を目的に認可を受けることが可能です。

（内容）

不動産の登記をおこなう場合は、市の認可後、法務局で行ってください。

⑥ 防犯カメラ設置費補助金制度（担当課：危機管理室）

（目的）

地域犯罪を防止するための防犯対策として市内の町会・自治会（町会等）に対し富田林市防犯カメラ設置費補助金を交付することにより、安全で安心なまちづくりを推進し、市民の安全確保を図ります。

（補助の対象となる経費）

1. 防犯カメラや録画装置等の購入に係る費用
2. 防犯カメラや録画装置等を設置するために必要な経費
3. 専用ポール設置工事費用
4. 防犯カメラの撮影及び設置者の名称を示す看板・プレート等の設置費用

※防犯カメラの設置時の交付確定通知日から6年を経過（令和6年度以前設置の場合は5年を経過）して以降に防犯カメラ本体を更新（新調）する場合も補助の対象となります。



防犯カメラ作動中

（補助額）

防犯カメラ等の設置に係る経費の3分の2（1,000円未満切捨）

※ 同一年度につき1回に限り、設置台数にかかわらず1事業50万円を限度とします。

（補助の条件）※新規設置における常時監視モニターは補助対象外

1. 防犯カメラ設置の決定が、設置団体の合意に基づく申請であること。
2. 撮影場所が設置団体の区域内でかつ2分の1以上が不特定多数の者が利用する公共空間であること。
3. 防犯カメラの管理責任者及び取扱責任者を選定し、基準に適合する管理運用規定等を定め、防犯カメラの適正な管理、運用を図ること。
4. 撮影の範囲となる撮影対象区域の住民等に周知し、理解を得ていること。
5. 防犯カメラ設置を示す看板・プレート等を見やすい位置に設置すること。また、防犯カメラの設置者の名称を明示すること。
6. 占用許可等が必要な箇所に設置する場合、当該箇所の占用許可を受けていること、又は受けられる見込みがあること。
7. 国、府または市から同種の補助金の交付を受けていないこと。
8. 防犯カメラの設置完了の日から起算して6年以上当該防犯カメラが適切に維持管理されること。

※マンション敷地内、住宅、駐車場、ごみ置き場等、特定の私有財産又は公有財産の保護、管理等を目的とした設置は対象となりません。

※ 防犯カメラ設置費補助金制度をご利用される場合は、町会等による事前の申請が必要です。既に設置が完了している場合は、本制度をご利用いただけません。

※ 防犯カメラ設置を検討される町会等は、「防犯カメラ設置事業協議書」を提出し、事前協議を行ってください。

※ 詳しくは本市ウェブページより、「防犯カメラ補助金の手引き」をご覧ください。

⑦ 防犯カメラ修繕費補助金制度（担当課：危機管理室）

（目的）

町会・自治会（町会等）が富田林市防犯カメラ設置費補助金制度を活用して設置した防犯カメラを修繕する際に要する経費の一部を交付することにより、安全で安心なまちづくりを推進し、市民の安全確保を図ります。

（補助の対象となる経費）

1. 防犯カメラの修繕にかかる経費のうち、映像撮影装置（防犯カメラ）、映像記録機器（ハードディスクレコーダー等）の修繕に要する経費

※落雷等の自然災害による損傷も補助対象となります。

（補助額）

防犯カメラ等の設置に係る経費の2分の1（1,000円未満切捨）

※1台当たり50,000円を上限とします。

※1台とは、ある場所に設置した単一のシステムを言い、2方向カメラの場合も1台とします。

（補助の条件）

1. 富田林市防犯カメラ設置費補助金制度を活用して設置した防犯カメラであること
2. 保守点検や消耗品（SDカード等）、更新（購入、取付、撤去等）に要する経費ではないこと

※ 防犯カメラ修繕費補助金制度をご利用される場合は、事前の申請が必要です。

既に修理を完了されている場合は、本制度をご利用いただけません。

⑧ 防犯カメラ保守点検助成金制度（担当課：危機管理室）

（目的）

町会・自治会（町会等）が富田林市防犯カメラ設置費補助金制度を活用して設置した防犯カメラの保守点検に必要な費用の一部を助成することにより、防犯カメラの適正かつ継続的な運用促進を図り、安全で安心なまちづくりを推進します。

（補助の対象となる経費）

1. 防犯カメラの保守点検（カメラ動作及び録画映像確認・記録媒体不良の確認・SDカードの交換等）に要する経費

（補助額）

1回の保守点検に要した費用の2分の1（100円未満切捨）とし、1台当たり5,000円を上限とします。

※1台とは、ある場所に設置した単一のシステムを言い、2方向カメラの場合も1台とします。

(補助の条件)

1. 「富田林市防犯カメラ設置費等補助金」を活用し設置された防犯カメラであること。
2. 当該年度の4月1日以降に保守点検を実施済みの防犯カメラであり、同年度の9月30日までに必要書類を添えて交付申請を行うこと。

※1町会等につき同一年度の申請は1回限りとします。(申請台数の制限はありません。)

※ 防犯カメラの保守点検を検討される町会等は、事前に危機管理室へ連絡してください。

⑨ 防犯灯補助金制度 (担当課：危機管理室)

(目的)

夜間通行者の安全確保など公共の用に供することを目的に、明るく安全な環境づくりを促進します。

(内容)

I. 設置費補助金

補助額は設置に要した経費(取付け工事含む)の2分の1とし、以下を上限とします。

・防犯灯設置

・(LED以外) 1灯につき 15,000円(上限)

・(LED) 1灯につき 22,000円(上限)

・ポール設置(腐食等による取替を含む)

1本につき 25,000円(上限)

※設置費補助金制度をご利用される場合は、防犯灯管理団体による事前の申請が必要です。既に設置が完了している場合は、本制度をご利用いただけません。

II. 維持管理費補助金

1. 基本年額

防犯灯の消費電力により、次の区分のとおり補助します。

・(10W以下のもの) 1灯につき 1,700円

・(10Wを超えて20W以下のもの) 1灯につき 2,100円

・(20Wを超えるもの) 1灯につき 2,400円

2. 防犯灯器具本体の取替えによる補助額

補助額は取替えに要した経費の2分の1とし、以下を上限とします。

・(LED) 1灯につき 16,000円(上限)

・(20W以下) 1灯につき 6,000円(上限)

・(20Wを超える) 1灯につき 11,000円(上限)

※補助対象灯数の制限はありません。

※電球の取替えやカバーのみ等、器具一部の取替えは対象となりません。

⑩ 青色防犯パトロール活動助成金制度 (担当課：危機管理室)

(目的)

子どもの安全を見守るため、青色回転灯を装備した車両を用いて、下校時などに自主的に防犯パトロールを実施している団体を支援します。

(内容)

1団体(1小学校区当たり1団体とする。)につき年間50万円を限度に補助します。



(助成対象団体)

- ・市内において、大阪府警察本部から「自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明」を受けていること。
- ・活動拠点を市内に置くこと。
- ・1年以上継続して青色防犯パトロールを実施すること。
- ・下校時の青色防犯パトロール活動を週に5日以上実施し、かつ、地域の実情に応じて登校時及び平時の青色防犯パトロールを実施すること。

(補助の対象となる経費)

青色防犯パトロール活動事業の実施に要する経費

⑪ 年末夜警に伴う巡回訪問（担当課：危機管理室）

(目的)

地域防犯のための自主的な年末夜警を推奨するため。

(内容)

防犯委員会、警察署とともに年末夜警詰所などを巡回訪問します。

⑫ 地域集会所固定資産税・都市計画税減免制度（担当課：課税課）

(目的)

地域集会所の建物及びその用地の固定資産税・都市計画税を減免することにより、住民の健康及び福祉の増進に寄与します。

(内容)

地域集会所にかかる土地・家屋の固定資産税・都市計画税を申請により減免します。

⑬ 地域防災訓練補助制度（担当課：危機管理室）

(目的)

地域住民の自助及び共助の意識の高揚と地域住民のコミュニティの醸成を促進するために、小学校区で実施する防災訓練を支援します。

(内容)

小学校区内の町会、自治会等を含む連合体や協議会などで構成する団体が実施する防災訓練に係る経費のうち、10万円を限度に補助します。

※1小学校区につき1年度あたり1回限り。



⑭ 地域防災マップ作成支援制度（担当課：危機管理室）

(目的)

地域の皆さんが主体となり、防災に関する共同作業を通して町内でのコミュニケーションを図ることや地域における防災対策に役立ててもらうことを目的として、地域防災マップの作成を支援します。

(内容)

町会、自治会又は町会、自治会等を含む複数の団体で構成する連合体で、地域内の危険箇所や近隣待避場所等の情報をマップに記入していただきます。

市では、マップ原稿をもとに世帯数のマップ印刷とマップデータをお渡しします。

(注) 新たにマップを作成される町会、自治会等への支援となります。

⑮ 自主防災組織育成・特定育成・運営費補助制度（担当課：危機管理室）



（目的）

地域の自主防災組織を育成するためその立ち上がり及びその後の運営を支援し、市民の防災意識の高揚と防災体制の確立を図るため。

（内容）

- ・【育成補助】防災資機材の整備に対し、町会又は自治会単位の自主防災組織立ち上げ時に１回限りとして２０万円を限度とし補助します。

対象資機材 → ヘルメット、ロープ、ハンマー、シャベル、バール、のこぎり、つるはし、コードリール、消火器、担架、かけや、救急セット、ハンドマイク、防水シート、ジャッキ、脚立、投光器、大斧、消火バケツ、発電機、腕章・ビブス等、倉庫他

- ・【特定育成補助】自主防災組織を立ち上げた年度の翌年度から起算して１０年度を経過した自主防災組織が、分散備蓄の視点をふまえて、防災倉庫を設置する場合、２０万円を限度として１組織１回限り補助します。

- ・【運営費補助】事業の運営に要する経費を組織結成次年度から世帯数規模により５万５千円～１１万円以内で補助します。

条件により、３年を限度として積み立て方式の申請ができます。

対象事業 → ・防災訓練、講習会など防災知識の普及活動
・総会、役員会など組織の運営会議
・防災資機材の整備
・防災人材の育成に関する事業

⑯ 公園等愛護会制度（担当課：道路公園課）

（目的）

清掃等の自主的な奉仕活動を通じて公園等に対する愛着や親近感を育み、良好な公園等の利用環境を作り、子どもから高齢者まで“ふれあい”の場となる、コミュニティの中心として利用していただきます。

（内容）

目的に賛同し、公園等に対し愛護活動を行う５名以上の町会・自治会等の団体に年額１万円以内の報償金を支払います。愛護活動の内容は公園等を絶えず良好な状態を保ち事故のないよう努めていただくとともに、月１回以上清掃していただきます。

⑰ 有価物集団回収奨励金制度（担当課：環境衛生課）

（目的）

ごみの減量と再資源化を促進し環境の保全を図るため、古紙・古布などを回収業者に引き取ってもらう場合、その重量に応じて奨励金を支払います。

（内容）

事前に集団回収の団体登録をしていただき、引き取ってもらう古紙・古布など１ｋｇあたり３円の奨励金を支払います。

<１年分（１月～１２月）として１月に申請→３月に支払い（口座振り込み）>

⑱ 無料回収ごみ袋の配布（担当課：環境衛生課、道路公園課）

（目的）

ごみのシール制実施に伴い、町会・自治会等で清掃などの環境美化活動を行っておられた団体が、引き続き円滑な活動が行えるよう無料回収ごみ袋をお渡ししています。

（内容）

町会・自治会等で区域内の清掃を団体として取り組んでおられる場合、特製の無料回収ごみ袋を各団体にお渡しします。

- 清掃場所が町会・自治会等の区域全般である場合 → 環境衛生課

配布枚数は清掃内容・規模による必要枚数（1世帯あたり1枚まで）としています。

- 清掃場所が市道（街路樹の落ち葉の清掃含む）の場合 → 道路公園課

- 公園の場合 → 道路公園課

配布枚数は清掃内容・規模による必要枚数（1回の申請で最大100枚まで）としています。

⑲ 不法投棄等禁止・警告看板の貸与について（担当課：環境衛生課）

（目的）

ごみの不法投棄防止を啓発し、清潔なまちづくりを促進します。

（内容）

町会・自治会で看板を希望される場合、現物を貸与しています。設置及び管理は各町会・自治会にお願いしています。

⑳ ごみ置場看板の貸与について（担当課：環境衛生課）

（目的）

ごみの収集日を明確にし、ごみの出し間違いを防ぎます。

（内容）

町会・自治会で看板を希望される場合、現物（50cm×35cm）を貸与しています。設置及び管理は各町会・自治会にお願いしています。
看板に貼る数字と曜日のシールも用意しております。

㉑ カラスよけネット、生ごみガードの助成について（担当課：環境衛生課）

（目的）

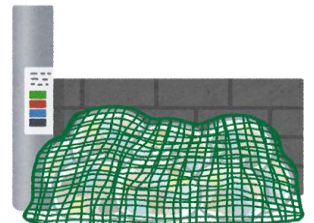
町会及び自治会又はごみ置場管理者等が衛生事業としてカラスよけネット、生ごみガードを購入される場合にその経費の一部を助成することにより、ごみ置場の美化を図ります。

（内容）

町会及び自治会又はごみ置場管理者等が、カラスよけネット、生ごみガードを購入した際に、購入代金（送料及び消費税を除く）の半額を補助します。

ただし、各1個につきカラスよけネットは1,000円、生ごみガードは7,500円までが限度となります。

カラスよけネットの申請は、ごみステーション1箇所につき1個までで、1回の申請につき5個までとなります。



生ごみガードの申請は、各町会ごとの申請となっており、1回の申請につき1個とし、各年度内につき2個までになります。

② 「犬のフン放置禁止」、「まちをきれいに」看板の貸与について（担当課：環境衛生課）

（目的）

「犬のフンは飼い主が始末してもちかえろう」「空き缶等のポイ捨てはやめましょう」を啓発し、清潔なまちづくりを推進します。

（内容）

住民の方が、看板を希望される場合、現物（40cm×30cm）を貸与しています。

設置と管理は、住民の方をお願いしています。

※ 原則として貸与は1申請につき1枚とし、設置場所は申請者所有の土地及び構造物とします。

③ とんだばやし発見出前講座について（担当課：生涯学習課）

（目的）

市の持っている情報や人材を活用し、住民参加のまちづくりと学習機会の充実を図ります。

（内容）

希望する住民団体の地元に市の職員が出向いて、市政のことなどをお話する制度です。市が設定したメニューから希望するものを選び、担当課と調整したのち、2週間前までに生涯学習課へ申し込んでください。くわしいメニューを載せたパンフレットは、市のホームページにも掲載しています。

④ コミュニティ助成事業による備品貸出について

（目的）

地域のコミュニティ活動を支援するための貸出を行っています。

（内容）

太鼓等	（多文化共生・人権プラザ）
餅つき道具、ポップコーン製造機、綿菓子機等	（生涯学習課）
音響機器〔アンプ、スピーカー、マイク等〕	（生涯学習課）
ニュースポーツ用具〔グラウンドゴルフ等〕	（市民総合体育館）
イベントテント、紅白提灯	（商工観光課）
視聴覚備品〔液晶プロジェクター、携帯スクリーン等〕	（市民公益活動支援センター）

詳しくは、各担当課等へお問い合わせください。

※コミュニティ助成事業とは、(財)自治総合センターが宝くじの普及広報事業の一環として、コミュニティ活動に助成を行う事業

②⑤ 移動式ベビー休憩室用テントおよびおむつ交換台の貸し出しについて

(担当課：こども政策課)

(目的)

市内の町会、自治会や各種団体が実施する屋外のイベント等でも授乳やおむつの交換ができるように貸出を行っています。

(内容)

- | | | |
|-----------------|-----------|-----|
| ・ベビー休憩室（テント） | 1.8m×1.8m | 1 張 |
| | 1.8m×2.7m | 1 張 |
| ・おむつ交換台（折りたたみ式） | | 2 台 |
| ・授乳用チェアー | | 4 脚 |

IV-3 富田林市行政機構図

本市では次のような組織・機構で各種事務を行っていますので、市役所への連絡・問い合わせなどの際の参考にしてください。（令和8年4月1日）

富田林市組織図(令和8年4月1日)

部	課・室	係
市長公室	秘書課	秘書係
	政策推進課	企画調整係
	デジタル推進室	デジタル推進係
	人事課	人事給与係 人材育成係
	広報広聴課	広聴・情報公開係 広報連携係
	危機管理室	防災係 防犯係 地域消防係
総務部	総務課	総務係 法規係
	新庁舎整備推進室	
	行政管理課	行財政改革係 管財係
	財政課	財政係
	課税課	総務係 市民税係 資産税係
	収納管理課	納税係 債権管理係
	契約検査課	契約検査係 用度係
市民人権部	市民窓口課	戸籍係 窓口係
	金剛連絡所	窓口係
	環境衛生課	公衆衛生係 ごみ対策係 生活環境係
	人権・市民協働課	人権・男女共同参画係 市民協働係
	(多文化共生・人権プラザ)	
福祉部	増進型地域福祉課	総務係 支援係
	生活支援課	保護第1係ほか2係 管理係
	障がい福祉課	総務係 給付係 相談係
	広域福祉課	
こども未来部	こども育成課	管理係 入所係
	(保育所)	
	こども政策課	政策係 給付支援係
	子育て応援課	発達支援係 相談係
	児童館	
健康推進部	保険年金課	国民年金係 資格給付係 保健事業係 福祉医療係 収納係
	高齢介護課	保険料係 認定給付係 地域包括ケア係 介護予防係
	健康づくり推進課	総務・予防接種係 母子保健係 健康づくり係

部	課・室	係
まちづくり部	道路公園課	管理係 整備係 保守係 みどり公園係
	交通政策室	交通政策係
	都市計画課	政策係 開発指導係
	金剛地区再生室	
	広域まちづくり課	
	住宅政策課	住宅政策係
産業部	農業創造課	農業振興係 水路耕地係
	商工観光課	観光振興係 商工労働係
	下水道課	総務経理係 計画管理係 整備係
	(農業委員会事務局)	

教育委員会事務局	教育総務部	教育総務課	総務係 施設係 環境整備第1係 環境整備第2係
		学校給食課	小学校給食係 中学校給食係
		教育指導室	教育推進係 学事係 人権教育係
	生涯学習部	(幼稚園)	
		生涯学習課	生涯学習係 文化若者係 スポーツ振興係
		文化財課	文化財振興係 伝統的建造物係
		公民館	
		図書館	

	会計室	会計係
--	-----	-----

	議会事務局	総務係 議事係
--	-------	------------

	総合事務室	
	(監査委員事務局)	
	(選挙管理委員会事務局)	
	(固定資産評価審査委員会事務局)	
	(公平委員会事務局)	

IV-4 災害時の避難場所

避難所等一覧

指定避難所とは、災害時に避難を必要とする市民等を臨時に収容できる場所を言います。また、指定緊急避難場所とは災害や火災発生時に、一時的に避難できる場所を言います。

災害発生時に、家族でどこに避難するか日頃から話し合い確認しておきましょう。

① 広域避難場所一覧

No.	施設名	電話番号
1	錦織公園	24-1506

② 指定避難所・③ 指定緊急避難場所一覧

No.	指定避難所	指定緊急避難場所	施設名	電話番号	避難所開設災害種別
1	○	○	喜志西小学校 ※	25-7380	地震 火災 洪水 台風
2	○	○	喜志中学校	26-0468	地震 火災
3	○	○	喜志小学校 ※	24-3103	地震 火災 洪水 台風
4	○	○	新堂小学校 ※	24-3102	地震 火災 洪水 台風
5	○	○	大伴小学校 ※	24-3104	地震 火災 洪水 台風
6	○	○	富田林小学校 ※	24-3101	地震 火災 洪水 台風
7	○	○	府立 富田林中学校・高等学校	23-2281	地震 火災
8	○	○	第一中学校	24-3201	地震 火災
9	○	○	府立 河南高等学校	23-2081	地震 火災
10	○	○	向陽台小学校 ※	29-1226	地震 火災 洪水 台風
11	○	○	藤陽中学校	29-3705	地震 火災
12	○	○	藤沢台小学校 ※	28-3771	地震 火災 洪水 台風
13	○	○	府立 金剛高等学校	28-3811	地震 火災
14	○	○	葛城中学校	28-3761	地震 火災
15	○	○	高辺台小学校 ※	29-1403	地震 火災 洪水 台風
16	○	○	久野喜台小学校 ※	29-1450	地震 火災 洪水 台風
17	○	○	金剛中学校	29-1404	地震 火災
18	○	○	小金台小学校 ※	29-4460	地震 火災 洪水 台風
19	○	○	明治池中学校	29-1355	地震 火災
20	○	○	川西小学校 ※	24-3107	地震 火災 洪水 台風
21	○	○	第二中学校	24-3202	地震 火災
22	○	○	第三中学校 ※	34-3206	地震 火災 洪水 台風
23	○	○	寺池台小学校 ※	29-1477	地震 火災 洪水 台風
24	○	○	伏山台小学校 ※	28-4106	地震 火災 洪水 台風
25	○	○	錦郡小学校 ※	24-3106	地震 火災 洪水 台風
26	○	○	彼方小学校西館	34-3105	地震 火災
27	○	○	府立 富田林支援学校 ※	34-1675	地震 火災 洪水 台風
28	○		レインボーホール(市民会館)	25-1117	地震 火災
29	○		東公民館	25-1772	地震 火災
30	○		中央公民館・中央図書館	24-3333・25-4921	地震 火災
31	○		金剛公民館・金剛図書館	28-1121・28-1171	地震 火災
32	○		市民総合体育館	24-2265	地震 火災
33	○		彼方保育園・JA旧彼方支店 ※	33-3843(彼方保育園)	地震 火災 洪水 台風
34	○		青葉丘幼稚園	072-365-0415	地震 火災
35	○		TONPAL(とんぱる)(多文化共生・人権プラザ)	24-0583	地震 火災
36		○	河川敷 (旧)喜志プール横グラウンド		地震 火災
37		○	河川敷 喜志グラウンド		地震 火災
38		○	河川敷 若松東グラウンド		地震 火災
39		○	石川河川公園		地震 火災
40		○	河川敷 石川グラウンド		地震 火災
41		○	金剛東中央公園		地震 火災 洪水 台風
42		○	藤沢台公園		地震 火災 洪水 台風
43		○	金剛中央公園		地震 火災 洪水 台風
44		○	津々山台公園		地震 火災 洪水 台風
45		○	河川敷 川西グラウンド		地震 火災
46		○	河川敷 西板持グラウンド		地震 火災
47		○	伏見堂ちびっこ老人憩いの広場		地震 火災 洪水 台風
48		○	大阪府狭山水みらいセンター	072-365-2490	地震 火災 洪水 台風

※台風接近時・風水害時に優先的に開設します。ただし必ず開設するわけではありません。

災害種別 地震の時 大規模な火事の時 洪水の時
 がけ崩れ及び土石流の時 台風の時

福 指定福祉避難所一覧

No.	施設名	電話番号
1	富田林市ケアセンター(けあぱる)	28-8600
2	総合福祉会館	25-8261
3	かかりの郷	20-6070

※状況により開設される二次的な避難所です。直接避難しないでください。
 ※高齢者、障がい児者など特に配慮が必要な方が対象です。

災害医療機関一覧

No.	施設名	電話番号
1	大阪府済生会富田林病院	29-1121
2	金剛病院	25-3113
3	結のぞみ病院	34-1101
4	PL病院	24-3100

協力避難所・協力避難場所一覧

No.	指定避難所	指定緊急避難場所	施設名	電話番号	避難所開設災害種別
1	○	○	私立 利晶学園中学校・高等学校 ※	34-1010	地震 火災 洪水 台風
2	○		亀の井ホテル 富田林	33-0700	地震 火災
3		○	PL学園グラウンド		地震 火災 洪水 台風
4	○	○	大阪大谷大学	24-0381	地震 火災
5	○	○	結のぞみ病院 ※	34-1101	地震 火災 洪水 台風

※台風接近時・風水害時に優先的に開設します。ただし必ず開設するわけではありません。
 注) 協力避難所・協力避難場所 も指定避難所・指定緊急避難場所です。

IV-5 そ の 他

①個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令により、自治会も法の適用対象となっています。

連絡網・名簿等について、会の中で認識された利用目的の範囲内での取り扱いであれば、特段何かを行う必要はありませんが、盗難・紛失等の無いよう管理してください。

また、利用目的や提供・配布の範囲についての周知は徹底するようにしてください。

詳しくは、個人情報保護法相談ダイヤル 電話03-6457-9849

受付時間 土日祝日及び年末年始を除く 9:30～17:30

《お 願 い》

各種制度の内容等につきましては、変更される場合がありますので、詳細は各担当課等までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

《この手引きについてのお問い合わせ先》

富田林市役所 人権・市民協働課 市民協働係

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

電話：0721-25-1000（代） 内線469/473

※令和5年8月7日～ すばるホール4階銀河の間に仮移転中です。

（郵便物送付先住所・電話番号に変更はありません）